

「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案」に係る県民意見公募の実施結果

| | ご意見の内容 | 県の考え方 |
|---|---|--|
| 1 | <p>送迎用自動車への見落としを防止する装置の装備の義務化について 放課後等デイサービスも、バスだけでなく、乗用車であっても3列シート以上の車にブザーの設置義務とありますが、かなり費用の負担が考えられる割には、装置の故障などで、再び事故が起きる危険性があるのではないかと思います。ブザーのシステムがまだわかりませんが、児童・生徒がバス、車の中で全く動かない場合にも反応できるブザーなのか、疑問に思います。</p> <p>バスや車に乗車する児童・生徒は、事業所を利用する予定であり、各車ではなく、事業所内で、利用予定の児童・生徒が全員、来所および入室しているか確認できるシステムを導入した方が、送迎時だけでなく、緊急時や外出後の利用者の点検にも有効で、安全確認を行いやすいと思います。</p> <p>サービス終了後は、児童・生徒を自宅に送迎した後、万が一、車内に置き去りになれば、保護者からの問い合わせなど、事業者がサービス終了後も連絡が取れる体制を整える事で、早期発見に繋がると思います。</p> | <p>今回の改正では、装置の装備だけでなく、乗降車の際に点呼等の方法により児童の所在確認を行うことが義務付けられます。児童の安全を確保するためには、事業所の職員等が確実に車内の園児の所在を確認することが前提であり、義務付ける安全装置は、あくまでヒューマンエラーを補完するものと考えています。児童の車内への置き去りが生じないよう、ソフト・ハード両面からこどもの置き去り事故を防止していくことが必要だと考えております。</p> <p>登園状況を確認する登園管理システムについても有効な対策となることから、安全装置の装備と組み合わせ実施することが有効と考えます。</p> <p>なお、安全装置の装備に要する経費については、今後、補助事業が実施される予定となっており、登園管理システムについても、一部のサービスについては同様の補助が予定されています。</p> <p>また、事業所の連絡体制の確保についても、事業所におけるソフト面の対策として有効と考えます。</p> |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |